遊休農地等リストの取扱いについて

(岩手県農地中間管理機構) 公益社団法人岩手県農業公社 (平成30年3月20日制定) (令和3年3月15日改正)

1 目的

「利用意向調査を行った遊休農地の農地中間管理機構への情報提供及び農地中間管理機構による判断に係る留意事項等について」(平成 29 年 10 月 30 日付け 29 経営第 1751 号農林水産省経営局農地政策課長名通知)に基づく遊休農地、及び所有者が貸付を希望している農用地等のうち借受希望者が見込めない農用地等の情報を一元的に管理し、関係機関と情報共有のうえ借受希望者を募るため、「遊休農地等リスト」(以下「リスト」という。)の取扱いについて定めることを目的とする。

2 リストに登録する農用地等

次のいずれかに該当する農用地等とする。

(1) 遊休農地

農業委員会が利用意向調査を行った遊休農地のうち、農業振興区域内にあり、 農業委員会が農地と判断した農地

(2) 登録農地

貸付希望農用地等の登録申出書(様式1)が提出された農用地等又は農業委員会アンケート等により貸付希望が明らかとなった農用地等のうち借受希望者が 見込めない農用地等

3 リストに掲載する項目

別紙1の2に掲げる項目とする。なお、遊休農地にあっては、「機構に情報提供する遊休農地の一覧」(様式2号)、登録農地にあっては、貸付希望農用地等の登録申出書(様式1)からそれぞれ転記するものとする。

4 リストの公表方法

岩手県農業公社(以下「公社」という。)及び各農業委員会において縦覧に供する。

(公社のホームページに、公社及び各農業委員会において縦覧できることを明記)

5 リスト登録情報の関係機関との情報共有

公社は、各市町村の人・農地問題解決加速化推進チーム(以下「推進チーム」という。)を通じて、リストに登録した農用地のうち、当該市町村に係る情報を関係機関と共有する。

6 リストからの削除

リストに登録した農用地について、次のいずれかの事由が発生した場合、当該農 用地の情報を削除する。このため、各農業委員会においては、次の(3)から(6)まで のいずれかに該当した場合、速やかに公社に対して情報提供を行うこと。

- (1) 登録申出の取下げ
- (2) 農地中間管理事業による公社の借入れ又は買受け
- (3) 農地中間管理事業以外の利用権設定等による耕作・利用
- (4) 所有権の移転
- (5) 遊休農地の耕作再開
- (6) 転用又は農業委員会による非農地判断
- (7) 遊休農地について、登録日から2年経過